

平成31年度

平成30年10月10日版

保育のしおり

保 育 所

認 定 こ ど も 園

小 規 模 保 育 施 設

心 身 障 害 児 訓 練 施 設



ハッピーこまちゃん®

八潮市子育て福祉部 保育課

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

電話：（代表）048-996-2111

（内線）314、480、489、884

目 次

◇保育所・認定こども園・小規模保育施設

1. 子ども・子育て支援新制度について	・・・ 1
2. 保育所・認定こども園・小規模保育施設の利用申込みについて	・・・ 3
3. 保育所利用の注意事項	・・・ 9
4. その他の保育	・・・ 11
5. 保育料（利用者負担額）	・・・ 12
6. 保育所・認定こども園・小規模保育施設について	・・・ 15
7. 平成31年度八潮市保育所入所選考基準	・・・ 31
8. 書類の記入例	・・・ 33
9. 申込みに関するQ & A	・・・ 38

◇心身障害児訓練施設—八潮市のぞみ—

・・・ 39

平成31年度クラス年齢

平成31年4月1日現在の年齢でクラス分けをします。年度末まで同じクラスです。

クラス	生年月日	
0歳児クラス	生後57日から	平成31年 2月3日～ ※4月入所の場合
	生後6ヶ月から	平成30年10月2日～ ※4月入所の場合
1歳児クラス	平成29年（2017年）4月2日～平成30年4月1日	
2歳児クラス	平成28年（2016年）4月2日～平成29年4月1日	
3歳児クラス	平成27年（2015年）4月2日～平成28年4月1日	
4歳児クラス	平成26年（2014年）4月2日～平成27年4月1日	
5歳児クラス	平成25年（2013年）4月2日～平成26年4月1日	

※未出生児の入所申込みは、4月入所のみ受付します。

保育所・認定こども園・小規模保育施設

1. 子ども・子育て支援新制度について



幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。新制度では、保育所や認定こども園等の利用を希望する場合には、教育認定もしくは保育認定の申請が必要となります。

【支給認定】

乳幼児の年齢、保護者の就労状況、家庭状況から市が客観的基準に基づき保育の必要性を判断し、認定区分ごとの認定証を交付します。交付された認定区分により、利用を希望できる施設が決まります。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用を希望できる施設	申請書の提出先
満3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	認定こども園	認定こども園
	保育を希望する場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園	市役所保育課
満3歳未満		3号認定		保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園 ・小規模保育施設	

※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は認定証の交付を受ける必要はありません。また、「小学校入学前の幼児教育」や「集団生活に慣れさせるため」といった目的で利用を希望することはできません。

【保育の必要量】

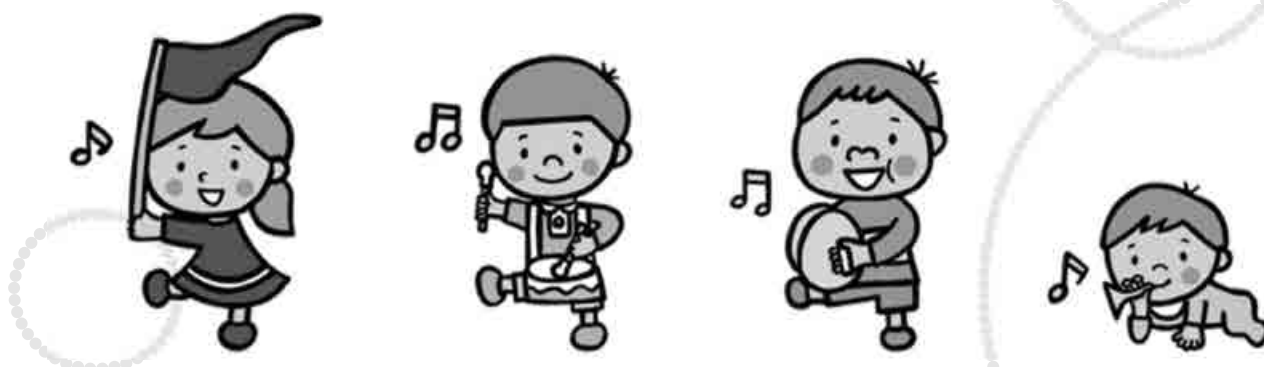
保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保 育 標 準 時 間：最 長 11 時 間（両親のフルタイム就労等を想定した利用時間）

保 育 短 時 間：最 長 8 時 間（両親またはいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間）

※保育所等を利用できる時間は、保育の必要量の区分で定められた時間を上限とし、保護者の就労状況等を基に施設長と相談の上決定します。

※就労等の実態に合わせ、保育標準時間・保育短時間の変更が可能です。「支給認定申請事項変更申請書」を市が受理した月の翌月からの適用となります。（各月初日の開庁日に受理した場合を除く）



【保育を必要とする事由】

保育認定に当たっては、申請する児童と同じ住所で暮らす１８歳以上６５歳未満である全ての方が、次のいずれかに該当することが必要です。

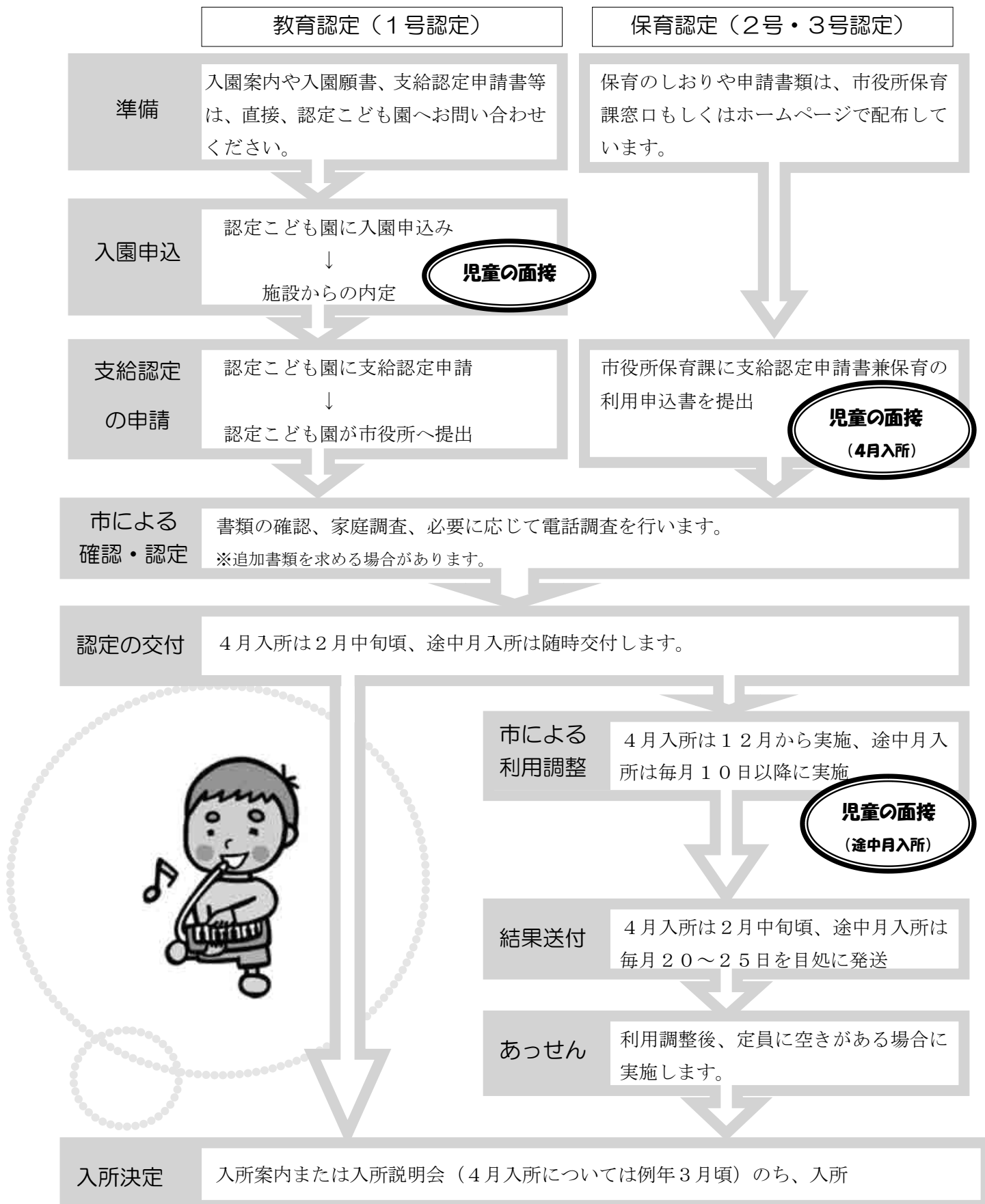
事由	具体的な内容	認定期間	保育の必要量
ア	就労	就労（パートタイム、夜間、自営業、居宅内の労働等を含む）を、月に６４時間以上することを常態としていること	保育標準時間 保育短時間
イ	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと	
ウ	保護者の疾病・障がい	疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がいをもっていること	
エ	介護・看護	長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、その人の介護・看護に当たっていること	
オ	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	
カ	求職活動	求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）	
キ	虐待、DV等	虐待やDVの恐れがあるなど、社会的擁護が必要な場合	保育標準時間 保育短時間
ク	就学	専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練を受けていること	
ケ	育児休業	既に保育所等に在園する児童がおり、年少児童の育児休業に入る場合	保育短時間
コ	特例による場合	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	保育標準時間 保育短時間

MEMO



2. 保育所・認定こども園・小規模保育施設の利用申込みについて

【申込みから入所までの流れ】※1回の利用申請で年度内（2月入所まで）は有効となります。



【平成31年4月入所】

◇保育のしおり、申請書類の配布

日程	配布場所
平成30年10月10日（水）	市役所2階 第2会議室
平成30年10月11日（木）以降	市役所2階 保育課窓口

注意事項：八潮市ホームページからダウンロードが可能です。ただし、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、必ず保育課へ必要書類について相談の上、ダウンロードしていただきますようお願いいたします。

◇受付期間・場所

入所を希望する児童の面接を行いますので、児童同伴で母子健康手帳をお持ちください。

入所希望月	受付期間（書類持参）	受付場所・受付時間
平成31年4月	平成30年11月22日（木） から25日（日）、27日（火）	八潮メセナ2階 集会室 午前9時30分～午後5時00分

注意事項：26日（月）は八潮メセナ休館日のため、書類の受付は行いません。

例年、初日や午前中は大変混み合いますが、施設への入所決定は、受付順ではありません。

郵送での提出は受付しません。

未出生児の入所申込みは、4月入所のみ受付します。

【平成31年度途中月入所】

◇受付期間・場所

入所希望月	受付締切（書類持参）	受付場所・受付時間
平成31年5月	平成31年4月10日（水）	市役所2階 保育課窓口 午前8時30分～午後5時15分
6月	5月10日（金）	
7月	6月10日（月）	
8月	7月10日（水）	
9月	8月13日（火）	
10月	9月10日（火）	
11月	10月10日（木）	
12月	11月11日（月）	
翌年1月	12月10日（火）	
2月	翌年1月10日（金）	

注意事項：郵送での提出は受付しません。

施設への入所決定は、受付の先着順ではありません。

育児休業の延長などの理由で入所保留通知書が必要な場合、児童が1歳になる月初日入所の手続きをしている必要があります。3月は入所選考を行っておりませんので、3月に1歳になる児童の場合は2月入所の手続きを行ってください。

【市による確認・認定】

提出された書類をもとに、「保育の必要性」を確認します。書類の不足や不備がある場合は追加提出を求める場合があります。また、「保育の必要性」の確認のために、家庭訪問や電話での聞き取り調査、勤務先への問い合わせ等を行うこともあります。

「保育の必要性」に応じて、市から「支給認定証交付決定通知書」を送付します。4月入所の場合は、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、「支給認定証交付決定通知書」は利用調整の結果と併せて送付します。

【入所を希望する児童の面接】

入所を希望する児童の面接を行います。4月入所については申請受付に併せて行いますので、**児童同伴で母子健康手帳をお持ちください。**（4月入所申請時に未出生や体調不良などの理由で面接が実施できなかった児童については、必要に応じて、後日、市から面接の実施についてご連絡します。）

途中月入所については、必要に応じて随時面接を実施します。

※面接時における児童の状況や体調等によっては、再度面接を行う場合があります。

【市による利用調整】

「平成31年度八潮市保育所入所選考基準（本冊子31ページに記載）」に基づき、保育利用の希望や各施設の受け入れ状況などを考慮し、利用できる保育施設を市が調整します。

◇選考の流れ（例）

	基準 指数	調整 指数	合計 指数	利用調整指数が同点 の場合の優先順位	第1希望園	第2希望園	第3希望園	第4希望園
Aさん	40	4	44		〇〇保育園	××保育園	△△保育園	□□保育園
Bさん	40	2	42	育児休業からの復帰	〇〇保育園	△△保育園	□□保育園	××保育園
Cさん	40	2	42	育児休業からの復帰	△△保育園	〇〇保育園		
Dさん	40	2	42	兄弟姉妹が同一の 保育所を利用希望	〇〇保育園	△△保育園	□□保育園	
Eさん	38	4	42		△△保育園	〇〇保育園	□□保育園	××保育園

定員（クラス年齢ごと）	
〇〇保育園	1名
△△保育園	1名
□□保育園	2名
××保育園	4名

※合計指数の高い世帯から選考していきます。

※同じ点数で他の世帯と並んだ場合は、

①希望園の順位

②「平成31年度八潮市保育所入所選考基準」

利用調整指数が同点の場合の優先順位 1 から 9
に基づき選考していきます。

【結果送付】

保育所等の利用が決定した場合は、市から「施設等利用調整結果通知書（利用承諾）」を送付します。
保育所等の利用をお待ちいただく場合は、市から「施設等利用調整結果通知書（入所保留）」を送付します。

※結果の送付は申し込み後の最初の1回のみ送付します。2回目以降については、入所を希望する月の前月25日頃までに「施設等利用調整結果通知書（利用承諾）」が届かない場合は、引き続き入所保留となります。

【あっせん】

市が利用調整を行った結果、入所保留となった世帯については、当初利用を希望していなかった施設で定員枠に余裕がある保育施設を市が紹介する「あっせん」を行います。「あっせん」は「平成31年度八潮市保育所入所選考基準」に基づき、保育の必要性の高い世帯から順に行います。

ただし、当初利用を希望しており、利用決定がなされた後、自己都合による辞退をされた世帯については「あっせん」を行いません。

【申込みに必要な書類】

「保育を必要とする事由」が確認できる書類については、申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方の書類が必要です。

チェック欄	必要な書類（カタカナは本冊子2ページの保育を必要とする事由に対応します）			
☐ 児童1人につき 1部	支給認定申請書兼保育の利用申込書			
☐ () ☐ () ☐ () ☐ () ☐ () ☐ ()	「保育を必要とする事由」が確認できる書類	ア	就労	勤務証明書（変則就労の場合はシフト表を添付すること、また自営業の場合は、営業許可証・開業届・最新の確定申告書の写しのいずれかひとつを添付すること）
		イ	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写し※面接時は母子健康手帳が必要です。
		ウ	保護者の 疾病・障がい	診断書（保育を行うことが困難であると明記があるもの）または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の持ち主及び疾病・障がいの内容が確認できるページの写し
		エ	介護、看護	介護（看護）を受ける方の診断書（原本）または身体障害者手帳の写し、介護（看護）の状況が確認できる書類
		オ	災害復旧	申立書または罹災証明書等
		カ	求職活動	求職カードの写しまたは雇用保険受給者資格証の写し
		キ	虐待、DV等	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
		ク	就学	在学証明書または学生証の写し、時間割等
		コ	特例による場合	市が必要と認める書類（各事由ごと）
☐	個人番号（マイナンバー）申告書（併せて本人確認書類・番号確認書類が必要です）			
☐	その他（ ）			

【個人番号（マイナンバー）の利用について】

保育に関する手続きでは、支給認定及び保育所等の利用申込みにおいて、申請書類と合わせて個人番号（マイナンバー）申告書の提出が必要となります。

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型給付費等に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

【申請時の留意事項】

◇保育の実施期間

保育所等は、原則として毎月1日入所となります。「保育を必要とする事由」によって、保育の実施期間が決定されます（最長3年間、事由継続で就学前まで）。ただし、その期間内であったとしても、家庭状況の変化等により、自宅での保育が可能と認められる場合は退所していただくことがあります。

◇書類の不備・不足、虚偽の申請について

書類はボールペンや万年筆で記入してください（鉛筆や消せるボールペンは不可）。

書類の不足や、記載内容が不十分なものは、選考時に不利になる場合がありますのでご注意ください。各種証明書類は、発行から3ヶ月経過しているものや、修正テープの使用及び証明日の記載のないものは受け取れない場合があります。申請受付前に、今一度ご確認をお願いします。

また、入所決定後であっても、提出書類等の内容が事実と相違することが判明した場合、利用承諾を取り消すことがあります。

◇妊娠・出産予定で申請する場合

入所を希望する月の1日が産前・産後休暇にあたっている場合、「保育を必要とする事由」は、原則として妊娠・出産で申込みしていただきます。また、4月入所に限って未出生児の申請を受け付けます。児童の月齢によって受入れできる園が限られますのでご注意ください。

◇育児休業からの復帰

入所申請をする時点で育児休業を取得中の場合、職場復帰が前提での申請となります。保育所等への入所月の翌月1日まで（4月入所についてはゴールデンウィーク明けまで）に復職し、速やかに復職日の記載のある勤務証明書を入所中の保育施設へご提出ください。

◇家庭状況の変更

住所や連絡先及び「保育を必要とする事由」の変更（就労先や雇用契約の変更を含む）や、下のお子さんの妊娠が分かった、離婚することになった等、家庭状況が変わる場合は所定の手続きが必要となりますので、速やかに保育課までご連絡ください。

◇保育料の滞納

同一世帯内の児童の保育料・延長保育料及び学童保育料の滞納があり、入所申請の締切日までに納入が確認できなかった場合は、利用調整時に選考指数を減点します。それにより入所できない場合もございますのでご了承ください。

◇父母のひとりが単身赴任中の場合

父母のひとりが単身赴任中で、実態として児童と同居していない場合でも「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要となります。

◇父母が離婚を控えている場合

入所申請の時点で、離婚を控えており父母のひとりが別居し実態として児童と同居していない場合でも、「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要となります。離婚が既に成立している場合は不要です（離婚調停中の場合は家庭裁判所からの通知書等の写しをお持ちください）。また、保育料について、ひとり親世帯としての金額更正は、離婚が成立した翌月（月初日に成立した場合は当月）からの適用となります。



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 保育所利用の注意事項

◇長期休所について

児童が疾病や特別な事情等でやむをえず長期にわたって休所する場合には、速やかに八潮市保育課または入所中の保育施設へ連絡の上、所定の手続きをお願いします。

◇退所について

保育所を退所する場合には、速やかに八潮市保育課または入所中の保育施設へ連絡の上、所定の手続きをお願いします。

◇転所について

施設の入所決定後、より入所意向の高い施設がある場合について転所の希望を提出いただけます。

「**転所希望申請書**」にあわせて「保育を必要とする事由」が確認できる書類（本冊子6ページ）を、平成31年度途中月入所の締切（本冊子4ページ）に間に合うよう、数日の余裕を持って入所中の保育施設へご提出ください。市による確認から結果送付までの流れは、新規入所申請の方に準じます。

なお、市の利用調整の結果、他の保育施設への転所が決定した場合、それまで在園していた施設は退所となります。決定した施設を辞退しても、戻ることはできません。市の利用調整の結果、入所（転所）保留となった場合は、在籍している施設を継続して利用できます。

◇慣れ保育

新規入所について、入所当初はお子さんを取り巻く環境が変わるため、心身の健康状態を考慮して保育を始めます。徐々に保育時間を延ばし、一日保育へ移行します。



◇入所後の妊娠・出産・育児休業について

保育施設に在籍中、下のお子さんの妊娠がわかりましたら母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写しを入所中の保育施設へご提出ください。また、下のお子さんの育児休業を取得する場合、育児休業開始から下のお子さんが満1歳になる月末日まで、上のお子さんの継続利用が可能です。詳細については、八潮市保育課までお問い合わせください。



◇食物アレルギーについて

食物アレルギーについては、医師の診断によるアレルギー疾患生活管理指導表に基づき対応します。基本は原因食物の除去となりますが、対応状況は保育施設によって異なります。ご家庭からお弁当を持参していただくこともあります。その場合も通常の保育料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

宗教上の配慮を要する場合は、保育施設へご相談ください。

◇障がい児保育

公立保育所を中心に、保育認定を受けたお子さんのうち、集団保育が可能なお子さんの受け入れを行っています。

◇延長保育

保護者の勤務状況等により、やむを得ず保育の必要量（本冊子1ページ）を越えて保育が必要な場合にご利用できます。利用する場合、事前に申請が必要です。入所中の保育施設で所定の手続きをお願いします。

保育所及び認定こども園の延長保育料は、月額1,500円です。小規模保育施設については、延長保育料が異なりますので各園紹介（本冊子17ページ以降）をご覧ください。

◇送迎保育 ※自宅と保育施設との送迎ではありません。

保護者の労働時間やその他の家庭状況等により、延長保育・送迎保育を行っている保育施設において、保育必要量を越えて延長保育を利用しても、延長保育の時間内に送迎が困難な世帯に限り送迎保育を利用できます。

送迎保育は、送迎バスを利用し、入所中の保育施設とコビープリスクールやしおステーションとの間の送迎を行います。

送迎保育料は日額400円です。利用料金の納付はコビープリスクールやしおステーションでお願いします。

延長保育・送迎保育を行っている保育施設	対象となる児童
南川崎保育所	左欄の施設に入所し、延長保育を利用している満1歳以上（※の施設については1歳児クラス以上）の児童
八潮ひまわり保育園※	
しおどめ保育園八潮駅北※	
認定こども園しおどめの森※	
しおどめ保育園小規模認可※	

◆実施日

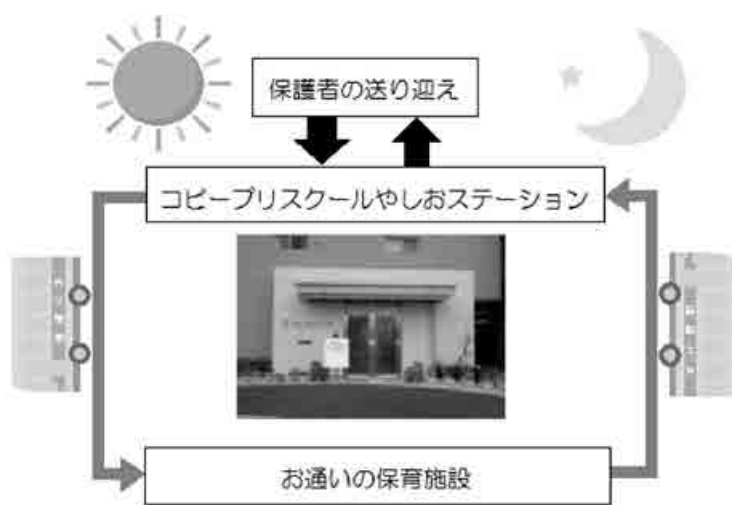
保育所の休所日を除く月曜日～金曜日（土曜日は実施していません。）

◆朝の送迎保育

保護者の方は、開園時間の午前7時から送迎バスが出発する午前7時30分までの間に、コビープリスクールやしおステーションへ児童を送ってください。

◆夕方の送迎保育

保護者の方は、閉園時間の午後8時まで、コビープリスクールやしおステーションへ児童をお迎えにきてください。



送迎バスは、朝は午前7時30分頃にコビープリスクールやしおステーションを出発し、各保育施設を回ります。夕方は午後6時頃にコビープリスクールやしおステーションを出発し、各施設を回ります。各保育施設を回る順番は利用児童の状況により決定します。

保護者の労働時間やその他の家庭状況等により利用の要件に当たらない、または朝のみ（夕方のみ）利用の要件に当たる場合があります。朝のみ（夕方のみ）の利用でも、日額の送迎保育料がかかりますのであらかじめご了承ください。

4. その他の保育

【一時保育】

保護者の勤務形態、疾病、入院、その他家庭の状況等により、緊急、または一時的に保育ができない場合、コビープリスクールやしおステーション・けやきの森保育園やしお・八潮かえで保育園で児童をお預かりします。

対象となるのは八潮市民であり、集団保育が可能な満1歳以上（けやきの森保育園やしおは1歳児クラス以上）の児童です。

一時保育を利用する場合は、各施設で事前に登録が必要となります。登録に必要なものや混雑状況、食事・おやつ代などの詳細は、直接各施設にお問い合わせください。

実施施設	住所・電話番号	保育時間	利用料金
コビープリスクール やしおステーション	大瀬一丁目1番地1 電話（一時保育専用）995-5609 電話（右記の時間外）：994-5606	月曜日～日曜日、祝日 午前8時30分～午後4時30分	400円/1時間
けやきの森保育園やしお	大字堀161番地1 電話：997-7751	月曜日～金曜日	
八潮かえで保育園 「一時保育室あんず」	大瀬二丁目1番地8 電話：994-3007	午前8時30分～午後4時30分	

※各施設の保育園で行事予定がある場合及び保育体制・環境が整わない場合や、年末年始（12月29日～1月3日）は休所となりますので、あらかじめご了承ください。

【八潮市内の認可外保育施設】

認可外保育施設を利用する場合は、各施設へお申込みください。混雑状況や保育内容、利用料金などの詳細は、直接各施設にお問い合わせください。

施設名	住所・電話番号	サービス内容	受入れできる年齢
八潮学園	大字二丁目948番地1 電話：997-0401	月極	3歳児～就学前
菜の花家庭保育室	八潮三丁目8番地8 電話：999-9570	月極 一時預かり	生後3ヶ月～3歳児
八潮駅前ももいろ託児室	大瀬一丁目3番地13 電話：998-0016	一時預かり	生後6ヶ月～就学前

※上記の施設は、八潮市へ認可外保育施設としての届出をしている施設のうち、保育のしおりに施設情報を掲載することにご了承いただいている施設です。

5. 保育料（利用者負担額）

◇保育料の算定

保育料は、特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもと同一世帯に属し、家計の中心となっている父母等の市区町村民税所得割額の階層区分によって算定されます。小学校就学前子どもの父母の市民税が非課税で、家計の主宰者となる祖父母等と同居している場合は、家計の主宰者となる祖父母等の市区町村民税所得割額の階層区分によって算定されます。

※市区町村民税所得割額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除の税額控除前の額になります。

施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、市が設定します。また、その他実費徴収として特定教育・教育施設の利用において通常必要とされる経費（制服代、主食費等）や上乗せ徴収として教育・保育の質の向上を図る部分で特に必要と認められる対価（教育配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備等）の負担が必要になることがあります。その場合は事前に金額や理由について保護者に同意を得ることが必要とされています。

平成31年4月～8月の保育料は平成30年度の市区町村民税所得割額、平成31年9月～3月の保育料は、平成31年度の市区町村民税所得割額によって決定します。4月からの保育料は3月中、9月からの保育料は8月中に保育料決定通知書を送付します。

◇保育料の減免

◆兄弟同時入所

同一世帯の小学校就学前子どもが2人以上、保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育施設）・※幼稚園・家庭保育室・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児通園施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、もしくは児童デイサービスを利用し、もしくはこれらの施設に併設される認可外保育施設に入所する場合に、第2子の保育料を徴収基準額の半額とし、第3子の保育料を0円とします。

※これらの施設に在籍する児童がいる場合は、別途「保育料の多子軽減に関する届出書」の提出が必要です。

※上記施設に併設していない認可外保育施設は対象外です。

◆年収360万円未満相当の多子世帯

世帯の市民税所得割合算額が、教育認定子どもについて77,100円以下、保育認定子どもについて57,700円未満である場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃し、第2子を半額、第3子以降を0円とします。

要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他家庭の事情等により保育料の負担を軽減する必要があると認められる世帯）については、77,101円未満である場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃し、第2子以降を0円とします。

対象となる階層は保育料一覧（本冊子13、14ページ）をご覧ください。

◆第3子以降（2歳児クラス以下）

第1子、第2子の年齢に関わらず、第3子以降の子どもが保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育施設）の0歳児～2歳児クラスに在籍している場合、第3子以降の保育料を0円とします。

◆寡婦（寡夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭に対し保育料にかかる寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行い、保育料を決定する上で所得に控除を適用し、経済的な負担を軽減しています。適用を受けるには所定の手続きが必要となりますので、保育課までお問い合わせください。

◇保育料の納付について

公立保育所・私立保育所に入所する児童について、保育料の口座振替をご利用いただけます。ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、ゆうちょ銀行の支店で「自動払込利用申込書」を、ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合は、八潮市内の金融機関もしくは入所中の保育施設で配布しております「八潮市市税等口座振替依頼書」を用い、所定の手続きをお願いいたします。

なお、認定こども園・小規模保育施設に入所する児童について、保育料は各保育施設での納付をお願いします。

◇平成31年度 教育利用の小学校就学前子どもの保育料（1号認定）

◆保育料一覧（月額）

階層区分	定義	教育標準時間
A	生活保護世帯	0 円
B	市民税非課税又は均等割のみ課税	3,000 円
C	市民税所得割額 77,100 円以下	10,000 円
D	〃 77,101 円～211,200 円以下	20,000 円
E	〃 211,201 円～	23,500 円

◆要保護世帯等の保育料一覧（月額）

階層区分	定義	教育標準時間
A	生活保護世帯	0 円
B	市民税非課税又は均等割のみ課税	0 円
C	市民税所得割額 77,100 円以下	3,000 円
D	〃 77,101 円～211,200 円以下	20,000 円
E	〃 211,201 円～	23,500 円



◇平成 31 年度保育利用の小学校就学前子どもの保育料（2号認定・3号認定）

◆保育料一覧（月額）

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯	6,000 円	5,800 円	5,000 円	4,900 円
C－1	市民税均等割	13,000 円	12,700 円	11,000 円	10,800 円
C－2	市民税所得割額 30,000 円未満	16,000 円	15,700 円	14,000 円	13,700 円
D－1	〃 30,000 円～ 57,700 円未満	18,000 円	17,600 円	16,000 円	15,700 円
D－1	〃 57,700 円～ 65,000 円未満	18,000 円	17,600 円	16,000 円	15,700 円
D－2	〃 65,000 円～105,000 円未満	27,000 円	26,500 円	24,000 円	23,500 円
D－3	〃 105,000 円～140,000 円未満	38,000 円	37,300 円	31,000 円	30,400 円
D－4	〃 140,000 円～190,000 円未満	44,000 円	43,200 円	31,000 円	30,400 円
D－5	〃 190,000 円～265,000 円未満	55,000 円	54,000 円	34,000 円	33,400 円
D－6	〃 265,000 円～380,000 円未満	56,000 円	55,000 円	34,000 円	33,400 円
D－7	〃 380,000 円～	60,000 円	58,900 円	34,000 円	33,400 円

◆要保護世帯等の保育料一覧（月額）

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
C－1	市民税均等割	4,000 円	3,900 円	3,000 円	2,900 円
C－2	市民税所得割額 30,000 円未満	5,000 円	4,900 円	4,000 円	3,900 円
D－1	〃 30,000 円～ 65,000 円未満	7,000 円	6,900 円	5,000 円	4,900 円
D－2	〃 65,000 円～ 77,101 円未満	9,000 円	8,900 円	6,000 円	5,900 円
D－2	〃 77,101 円～105,000 円未満	27,000 円	26,500 円	24,000 円	23,500 円
D－3	〃 105,000 円～140,000 円未満	38,000 円	37,300 円	31,000 円	30,400 円
D－4	〃 140,000 円～190,000 円未満	44,000 円	43,200 円	31,000 円	30,400 円
D－5	〃 190,000 円～265,000 円未満	55,000 円	54,000 円	34,000 円	33,400 円
D－6	〃 265,000 円～380,000 円未満	56,000 円	55,000 円	34,000 円	33,400 円
D－7	〃 380,000 円～	60,000 円	58,900 円	34,000 円	33,400 円



6. 保育所・認定こども園・小規模保育施設について

◇施設一覧

施設種別		施設 番号	施設名	住所	定 員	電話番号	受入月齢		延長 保育	送迎 保育		
							始期	終期				
保 育 所	公 立	1	八条保育所	大字八條 1567 番地	60	996-3656	生後6ヶ月	小学校就学前				
		2	伊草保育所	大字伊草 372 番地	60	996-3657						
		3	中馬場保育所	中央三丁目 29 番地 17	60	996-3068						
		4	大曽根保育所	大字大曽根 1518 番地	60	996-0326						
		5	古新田保育所	大字古新田 10 番地	60	996-3500						
		6	南川崎保育所	大字南川崎 207 番地 1	90	996-9642			○	○		
	私 立	7	八潮ひまわり保育園	中央一丁目 15 番地 5	60	997-0321	生後 57 日		小学校就学前	○		
		8	やしお花桃保育園	大字二丁目 1067 番地 1	60	969-4193				○		
		9	けやきの森保育園やしお	大字圀 161 番地 1	95	997-7751				○		
		10	八潮かえで保育園	大瀬二丁目 1 番地 8	85	994-3007				○		
		11	やしおエンゼル保育園	八潮四丁目 4 番地 6	80	998-1717	生後6ヶ月			2歳児 クラス	○	
		12	しおどめ保育園八潮駅北	大字木曽根 438 番地 1	70	995-2600					○	○
		13	八潮なないろ保育園	大字二丁目 948 番地 1	30	954-7717		○				
		14	コビープリスクール やしおステーション	大瀬一丁目 1 番地 1	30	994-5606		○			○	
		15	けやきの森保育園やしお桜園	大字圀 127 番地 1	90	997-3700	生後 57 日	小学校就学前		○		
		16	八潮みひかり保育園	大瀬三丁目 2 番地 5	75	995-8680	生後6ヶ月			○		
		17	みつもり保育園	大瀬四丁目 3 番地 1	90	954-6703				○		
		18	認定こども園しおどめの森	大字木曽根 1041 番地 2	70	998-1551				○	○	
		認定こ ども園										
		小規模保育施設		19	しおどめ保育園小規模認可	大字木曽根 1097 番地 2	15	998-6677	生後6ヶ月	2歳児 クラス	○	○
				20	みひかり保育園	大瀬四丁目 1 番地 5	13	948-6921			○	
				21	ふえありい保育園八潮駅南口園	大瀬四丁目 1 番地 7	15	994-5138			○	
				22	ふえありい保育園八潮中央園	中央四丁目 19 番地 6	14	994-5131			○	
				23	もりまさ保育園	大瀬一丁目 4 番地 1	18	998-1127			○	
24	おひさま保育園			八潮八丁目 1 番地 17	12	997-5270	○					

※認可定員は、実際に保育を実施する児童数とは異なる場合があります。

入所申請は、希望する施設を 10 ヶ所までご記入いただけますが、希望する施設は必ず通える施設を選択してください。入所決定後に、自宅からの距離が遠い、施設の開所時間内に送迎ができない等の理由で辞退・取り下げしますと、その後の利用調整で減点の対象となります。

見学を希望する場合、直接施設へお問い合わせください。また、公立保育所はすくすく子育て（保育所開放）を行っております（本冊子 30 ページ）。

◇保育日及び開所時間

保育日は、月曜日から土曜日までです。日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休日となります。

◆各保育施設の開所時間（予定）

	7:00	7:30	14:00	15:00	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00
1. 八条・伊草・中馬場・大曽根・古新田 平 日：7:30～18:30 土曜日：7:30～14:00									
2. 南川崎 平 日：7:00～18:00（延長保育有） 土曜日：7:30～14:00									
3. コビープリスクールやしおステーション 平 日：7:00～18:00（延長保育有） 土曜日：7:30～18:30									
4. ひまわり 平 日：7:00～18:00（延長保育有） 土曜日：7:30～15:00									
5. 花桃、けやき、かえで、けやき桜、八潮みひかり、みつもり、みひかり、ふえありい南口、ふえありい中央、もりまさ、おひさま 平 日：7:30～18:30（延長保育有） 土曜日：7:30～18:30									
6. エンゼル、しおどめ駅北、なないろ、しおどめの森、しおどめ小規模 平 日：7:00～18:00（延長保育有） 土曜日：7:30～18:30									

※コビープリスクールやしおステーション入園児童に限り、延長保育（19:00～20:00※満1歳以上のみ）を利用することで、最長で20:00までお子さんをお預かりすることができます。

※送迎保育（本冊子10ページ）を利用する方も、20:00までお預かりすることが可能です。

MEMO



1. 八条保育所

設置者	八潮市		電話	996-3656			
所在地	大字八条1567番地		FAX	996-3656			
施設（敷地） （設備）	約1151㎡（建物約345㎡） 鉄骨造平屋、冷暖房・プール有		施設の 開所年月日	昭和47年4月1日			
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後6時30分 午前7時30分～午後2時00分		延長保育 （月額1,500円）		送迎保育 （日額400円）		
認可 定員	60	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		3	3	6	16	16	16



* 保育目標 *

- ・いきいき遊ぶ元気な子
- ・もいもい食べて丈夫な子
- ・しっかり聞いて
はっきり話せる子

八潮団地内にあり、東に中川、西に親水公園と、自然環境に恵まれています。園庭では、子ども達が季節の野菜を育て、収穫し、給食で味わっています。

子どもと保護者にとって“楽しくほっとする保育所”を目指し、「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」という保育方針のもと、年齢別保育と異年齢保育を取り入れ、家庭的な環境で保育をしています。

2. 伊草保育所

設置者	八潮市		電話	996-3657			
所在地	大字伊草372番地		FAX	996-3657			
施設（敷地） （設備）	約945㎡（建物約345㎡） 鉄骨造平屋、冷暖房・プール有		施設の 開所年月日	昭和47年4月1日			
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後6時30分 午前7時30分～午後2時00分		延長保育 （月額1,500円）		送迎保育 （日額400円）		
認可 定員	60	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		3	3	6	16	16	16



伊草団地に隣接し、近くには松ノ木小学校や八幡中学校があり、公園等も多くあります。

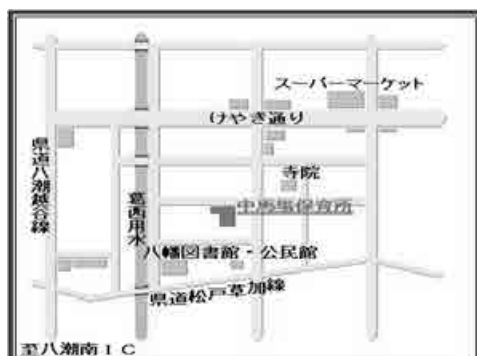
核家族化が進む中、家庭的な雰囲気を大切にし、異年齢保育も取り入れ色々な体験をし、思いやりや優しい心、情緒が培われるよう、一人ひとりの子ども達の健やかな成長を願い、家庭と保育所が思いをひとつにして、保育方針の「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」に沿って保育を進めていきます。

* 保育目標 *

- ・みんなと仲良く遊ぶ子
- ・お話を聞ける子
- ・挨拶のできる子
- ・物を大切にできる子
- ・最後までがんばる子

3. 中馬場保育所

設置者		八潮市			電話		996－3068	
所在地		中央三丁目29番地17			FAX		996－3068	
施設（敷地） （設備）		約1381㎡（建物約330㎡） 木造平屋、冷暖房・プール有			施設の 開所年月日		昭和45年4月1日	
開所時間（平日） （土曜日）		午前7時30分～午後6時30分 午前7時30分～午後2時00分			延長保育 （月額1,500円）		送迎保育 （日額400円）	
認可 定員	60	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
		—	—	—	—	16	16	



けやき通りから、一步中に入り閑静な住宅街の中にあります。お庭には四季折々の花が咲き、小さな畑では季節の野菜の収穫を楽しんでいます。

「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」という保育方針のもと、小規模な保育所ならではの家庭的な雰囲気を大切にしながら、各家庭とのコミュニケーションを密にし、地域の子育てを支えられる保育所、又、意欲的に遊びを楽しめる保育所を目指しています。

* 保育目標 *

- ・友達と楽しく遊べる子
- ・お話を上手に聞ける子
- ・思いやりがあり我慢の出来る子
- ・意欲を持って食べることを楽しむ子

4. 大曽根保育所

設置者		八潮市		電話		996-0326	
所在地		大字大曽根1518番地		FAX		996-0326	
施設（敷地） （設備）		約1500㎡（建物約328㎡） 木造平屋、冷暖房・プール有		施設の 開所年月日		昭和46年4月1日	
開所時間（平日） （土曜日）		午前7時30分～午後6時30分 午前7時30分～午後2時00分		延長保育 （月額1,500円）		送迎保育 （日額400円）	
認可 定員	60	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		—	—	6	16	16	16



八潮市の南西部に位置し、東京都足立区に隣接しています。つくばエクスプレス八潮駅から徒歩20分ほどで、園の向かい側には公園もあります。保育所の花壇や畑では、子ども達と一緒に四季折々の花や野菜を育てています。

年齢別保育だけでなく、異年齢でふれあう機会を多く取り入れ、「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」という保育方針に沿って、一人ひとりの子どもが心地よく過ごせるように、家庭的な雰囲気を大切にしています。

* 保育目標 *

- ・いきいき遊ぶ元気な子
- ・しっかり聞いて
はっきり話せる子
- ・思いやりのある優しい子

5. 古新田保育所

設置者		八潮市		電話		996-3500							
所在地		大字古新田10番地		FAX		996-3500							
施設（敷地） （設備）		約2783㎡（建物約347㎡） 木造平屋、冷暖房・プール有		施設の 開所年月日		昭和51年4月1日							
開所時間（平日） （土曜日）		午前7時30分～午後6時30分 午前7時30分～午後2時00分		延長保育 （月額1,500円）		送迎保育 （日額400円）							
認可 定員	60	0歳児 （生後6ヶ月～）		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
		3		3		6		16		16		16	



* 保育目標 *

- ・元気に遊べる子
- ・お話の聞ける子
- ・思いやりのある子

八潮市の南部に位置し、園の周りには公園や畑が多く緑に囲まれた保育所です。広い園庭には桜の木が大きく枝を広げ子どもたちを見守っています。また、四季折々の草花や野菜を子ども達と共に育て、採れたて野菜が給食にあがることも多いです。

低年齢児が多いため、家庭的雰囲気大切に“子どもも保護者もほっとする保育所”を目指し、「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」という保育方針のもと、日々保育をしています。

6. 南川崎保育所

設置者	八潮市		電話	996-9642			
所在地	大字南川崎207番地1		FAX	996-9642			
施設（敷地） （設備）	約2210㎡（建物約1050㎡） 鉄骨造2階建、冷暖房・プール有		施設の 開所年月日	昭和44年4月1日			
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時00分～午後7時00分 午前7時30分～午後2時00分		延長保育 （月額1,500円）	○	送迎保育 （日額400円）	○	
認可 定員	90	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		3	6	9	24	24	24



* 保育目標 *

- ・なんでも食べて
元気に遊べる子
- ・お話を上手に聞ける子
- ・人に優しくできる子

昭和44年に市内初の公立保育所として開所し、昭和60年には障がい児保育をはじめ、平成8年には園舎の建て替えに伴い、心身障害児訓練施設（八潮市のぞみ）を併設し保存樹木である“しいの木”と共に新しく生まれ変わりました。隣接する高齢者福祉施設やしお苑との交流もあります。人と人とのふれあい、思いやりや、優しさを大切に「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」という保育方針のもと、日々保育をしています。

また、子育て支援、就労支援の保育所として子ども達が「見る・聞く・触れる」など保育体験を大切に、生き生きと輝いて生活できるように見守っていきます。

7. 八潮ひまわり保育園

設置者	社会福祉法人 八潮博友会	電話	997-0321
所在地	中央一丁目15番地5	FAX	997-1640
施設（敷地） （設備）	鉄筋コンクリート2階建て 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成18年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時～午後7時 午前7時30分～午後3時	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円） ○
認可 定員	60	年齢別	0歳児 （生後6ヶ月～） 5
			1歳児 5
			2歳児 6
			3歳児 14
			4歳児 15
			5歳児 15



*保育理念

次代の日本を背負って立つ乳幼児の、より豊かで健全な心身の成長発達の育成に、保護者と一緒に努力します。

・お友達と仲良く遊べる子 ・心があかるく豊かな子 ・自分のことを自分で出来る子

*その他

※3歳児以上の児童は、帽子、園児服、カバン等実費徴収させていただくものがありますので、詳細は直接園へお問い合わせください。

※八潮ひまわり保育園とコピープリスクールやしおステーション間の送迎保育を実施（1歳児クラスから利用可能）

8. やしお花桃保育園

設置者	社会福祉法人 理趣会	電話	969-4193
所在地	二丁目1067番地1	FAX	969-4194
施設（敷地） （設備）	鉄筋造 平屋建 冷暖房・プール有り	施設の 開所年月日	平成22年7月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	60	年齢別	0歳児 （生後6ヶ月～） 8
			1歳児 10
			2歳児 10
			3歳児 10
			4歳児 11
			5歳児 11



*保育理念

～子どもの心により添う～

大人の思いや気持ちをおしつけない、子どもの気持ちを考える

*その他

3歳児以上の児童は、園Tシャツを購入していただき、また、米飯及びパン等の主食費（月額1,000円）が毎月必要になります。

9. けやきの森保育園やしお

設置者	社会福祉法人 けやき会	電話	997-7751
所在地	大字坊161番地1	FAX	997-7752
施設（敷地） （設備）	木造2階建て 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成25年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	95	年齢別	0歳児 （生後6ヶ月～） 8
			1歳児 16
			2歳児 16
			3歳児 17
			4歳児 18
			5歳児 20



* 保育理念

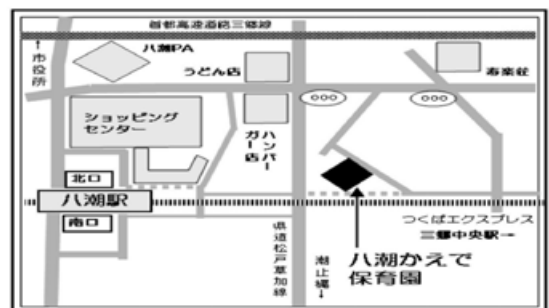
- ・子どもたちの健全な発達と成長、日々の幸福を願い、良い保育、良い施設、良い環境を提供する。

* その他

- ・3歳児以上の児童は、米やパン等の主食費（月額1,000円）が必要になります。
- ・お布団は、保育園で用意します。

10. 八潮かえで保育園

設置者	社会福祉法人 すこやか福祉会	電話	994-3007
所在地	大瀬二丁目1番地8	FAX	994-3008
施設（敷地） （設備）	二階建て 冷暖房完備（一部床暖房）	施設の 開所年月日	平成25年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	85	年齢別	0歳児 （生後6ヶ月～） 9
			1歳児 15
			2歳児 15
			3歳児 15
			4歳児 15
			5歳児 16



* 保育理念

- ・子どもの最善の利益を守り、成長発達の権利を保障する保育園
- ・保護者と一緒に”共に育ちあい、共に育ちあう”を大切にする保育園
- ・働く保護者と職員の生活と権利を保障する保育園
- ・地域に子育てを伝え、地域の子育てを応援する保育園

* その他

- ・保育内容、年間行事等については、直接八潮かえで保育園にお問い合わせ下さい。
- ・3歳児以上の児童は、米飯・パン等の主食費（月額1,000円）が毎月必要になります。

その子らしさを根っこに

* 保育目標

- ・よく食べ、よく遊び、よく眠る子ども
- ・仲間の中で育ちあい、生き物や自然を大切に子ども
- ・豊かな感性を持ち、力いっぱい表現する子ども
- ・自分の要求が言葉で表現できる子ども

11. やしおエンゼル保育園

設置者	社会福祉法人 千歳会	電話	998-1717
所在地	八潮四丁目4番地6	FAX	998-1718
施設(敷地)(設備)	木造2階建て 空調(冷暖房)設備有	施設の 開所年月日	平成27年4月1日
開所時間(平日)(土曜日)	午前7時～午後7時 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 (月額1,500円)	○ 送迎保育 (日額400円)
認可 定員	80	0歳児 (生後6ヶ月～)	1歳児
		2歳児	3歳児
		4歳児	5歳児
		3	12
		12	17
		18	18



*保育理念

☆☆ 共に歩み 共に育つ ☆☆

子どもが自ら生きる力を高め、豊かな個性を育みながら“共に生きる”ことを喜びとする保育を目指します。

*その他

- ・3歳児以上の児童は、主食費(月額1,000円)が必要です。4歳児以上の児童の希望者には、青和幼稚園のプールを利用しスイミング教室を開催しています(水着、バッグ、月謝等の費用の負担有)。
- ・保護者会を設置しています(月額500円)。

詳しくは当園ホームページをご覧ください。

12. しおどめ保育園八潮駅北

設置者	学校法人 柴学園	電話	995-2600
所在地	木曽根438番地1	FAX	995-2601
施設(敷地)(設備)	木造2階建て 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成27年4月1日
開所時間(平日)(土曜日)	午前7時～午後7時 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 (月額1,500円)	○ 送迎保育 (日額400円)
認可 定員	70	0歳児 (生後6ヶ月～)	1歳児
		2歳児	3歳児
		4歳児	5歳児
		3	6
		12	15
		17	17



*保育理念

『生きる力の土台作り』

子どもがのびのびと育つ環境の中で、本来、人間がもっている身体能力・人と関わる力など、様々な可能性を伸ばし、生きる力の根っこを培ってまいります。

*その他

- ・入園に際し、教材費、行事費として0～1歳児は2,000円程度、2～5歳児は5,000円程度必要となる予定です。
- ・学校法人柴学園のホームページを是非ご覧ください。日常保育のブログも掲載しております。

<http://www.shiodomenomori.shiodome-hoikuen.ed.jp>

13. 八潮なないろ保育園

設置者	株式会社 八潮学園	電話	954-7717
所在地	二丁目948番地1	FAX	997-0480
施設（敷地） （設備）	鉄骨造2階建の1階 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成27年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時～午後6時 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	30	年齢別	0歳児 （生後6ヶ月～） 6 1歳児 12 2歳児 12 3歳児 — 4歳児 — 5歳児 —



- *保育理念 ころの優しい思いやりのある子を育てる。
- *保育目標 「知・情・体」の三位一体の総合教育に、「食育」を重視した「養護と教育」を進め、幼児の可能性を伸ばす教育を行う。
- *その他
 - ・保育内容は「八潮学園」と同様に行い、外国人講師による英語正課レッスンを毎週行っています。詳細はホームページ<yashiogakuen.com>をご参照ください。
 - ・実費徴収… 保険代(年額)1,600円、教材代(0歳児～)体操服代(1歳児～)
 - ・2歳児修了後、希望者は八潮学園に優先で入園できます。

14. コビープリスクールやしおステーション

設置者	社会福祉法人 コビーソシオ	電話	994-5606
所在地	大瀬一丁目1番地1	FAX	994-5609
施設（敷地） （設備）	鉄筋コンクリート1階部分 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成29年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時～午後7時※ 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	30	年齢別	0歳児 （生後6ヶ月～） 6 1歳児 12 2歳児 12 3歳児 — 4歳児 — 5歳児 —



※19時00分～20時00分は一時保育としてお預かりします。

- *保育理念
 - ・健康で明るく豊かな感性を持つ子ども
 - ・のびのびと創造的に自己を表現できる子ども
 - ・国際性の豊かな子ども
 - ・自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども
 - ・おおらかで思いやりがあり、“とりまく人々”を大切にする子ども
- *その他

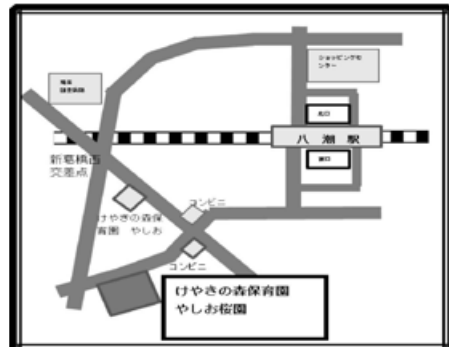
社会福祉法人コビーソシオが運営しています。給食あり、要保険加入。一時保育も実施しています。

異年齢児交流と年齢別保育を組み合わせた独自の「マトリクス保育」を基軸に、子どもが生まれながらに持つ能力を引き出し、伸ばします。また、四季折々の本格的で多彩な保育行事も魅力です。

詳しくは、コビープリスクールやしおステーションへお問い合わせください。

15. けやきの森保育園やしお桜園

設置者	社会福祉法人 けやき会	電話	997-3700
所在地	大字坊127番地1	FAX	997-3701
施設（敷地） （設備）	木造二階建て 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成30年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	90	年齢 別	0歳児 （生後6ヶ月～） 9
			1歳児 12
			2歳児 12
			3歳児 19
			4歳児 19
			5歳児 19



- ＊保育理念
- ・自ら考え、自立して行動できる子どもを育てる。
 - ・他人を思いやる、やさしい心を持った子供を育てる。
- ＊その他
- ・入園時において、必要となる帽子等の新年度用品は、保育園で無料にて用意します。
 - ・2歳児クラスから、外部インストラクターによるダンス教室を行っています。
 - ・3歳児以上の児童は、主食費として月額1,000円が必要です。

16. 八潮みひかり保育園

設置者	社会福祉法人 清勝会	電話	995-8680
所在地	大瀬三丁目2番地5	FAX	951-7522
施設（敷地） （設備）	木造 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成30年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	75	年齢 別	0歳児 （生後6ヶ月～） 6
			1歳児 12
			2歳児 12
			3歳児 15
			4歳児 15
			5歳児 15



- ＊保育理念
- ・精神に基づき、一人ひとりの子どもの健全な育成を図り、地域社会に貢献する。
（一人ひとりの持っている Only one に気づく保育）
- ＊その他
- ・学校法人清勝学園みひかり幼稚園とみひかり保育園（小規模保育施設）とは姉妹園です。
母体園のみひかり幼稚園は、昭和40年2月1日に埼玉県より認可を受けた八潮市で一番最初の幼稚園です。
 - ・3歳児以上の児童は、主食費として月額1,000円が必要です。

17. みつもり保育園

設置者	社会福祉法人 子旅会	電話	954-6703
所在地	大瀬四丁目3番地1	FAX	954-6706
施設（敷地） （設備）	木造2階建 冷暖房完備、 自園調理	施設の 開所年月日	平成30年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育
認可 定員	90 年 ク ラ ス 別	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児
		2歳児	3歳児
		4歳児	5歳児
		9	12
		12	19
		19	19



*保育理念

- ・よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ子
- ・お友達と仲良く協調性をもったやさしい子
- ・自ら考え、学び、主張ができる自立する子

*その他

- ・姉妹園（連携園）にもりまさ保育園（八潮園）おひさま保育園があります。
- ・給食は自園調理。おやつ（補食）は手作りで、おやつにも力を入れています。3歳児以上の児童は月額1,000円の主食費が必要です。
- ・課外授業（親子遠足）・発表会・納涼会・運動会等、年に数回親子参加イベントがあります。
- ・入園に際し、教材や園服等の購入及び、障害保険（保護者負担年額240円）の加入が必要です。

18. 認定こども園しおどめの森（保育認定）

設置者	学校法人 柴学園	電話	998-1551
所在地	木曽根1041番地2	FAX	998-1552
施設（敷地） （設備）	木造2階建て 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成27年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時～午後7時 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （月額1,500円）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	70 年 ク ラ ス 別	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児
		2歳児	3歳児
		4歳児	5歳児
		3	6
		12	15
		17	17



*保育理念

- ・「豊かな心と感性を育てる」との法人理念を基本に
生き生きと健やかに毎日を過ごし、自信と意欲を持って、未来を生きる子ども
命の尊さを感じ自分も友達も大切にできる子ども

*その他

入園に際し、教材の購入（年齢により値段は変わります）や3歳児以上は月額1,000円の主食費が必要です。保育内容についてはホームページ <http://www.shiodomenomori.shiodome-hoikuen.ed.jp> をご参照ください。



19. しおどめ保育園小規模認可

設置者	学校法人 柴学園	電話	998-6677
所在地	木曽根1097番地2（1F）	FAX	998-6676
施設（敷地） （設備）	3階建て 冷暖房完備	施設の 開所年月日	平成28年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時～午後7時 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （料金別記）	○ 送迎保育 （日額400円） ○
認可 定員	15 年 齢 別 ス ラ ス	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児
		3	6
		2歳児	6
		3歳児	—
		4歳児	—
		5歳児	—



*保育理念

豊かな「生きる力」を育てる。

*その他

保育内容についてはホームページ <http://www.shiodomenomori.shiodome-hoikuen.ed.jp> をご参照ください。

延長保育料は、30分毎に日額 250 円です。

20. みひかり保育園

設置者	学校法人 清勝学園	電話	948-6921
所在地	大瀬四丁目1番地5	FAX	948-6921
施設（敷地） （設備）	鉄骨造 冷暖房設備・園庭あり	施設の 開所年月日	平成28年4月1日
開所時間（平日） （土曜日）	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 （料金別記）	○ 送迎保育 （日額400円）
認可 定員	13 年 齢 別 ス ラ ス	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児
		3	5
		2歳児	5
		3歳児	—
		4歳児	—
		5歳児	—



*保育理念

- ・仏教精神に基づき、一人ひとりの子どもの育成を図り、地域社会に貢献する。
（一人ひとりの持っている only one に気付く保育）

*その他

- ・入園に際し、別途教材や行事製作費、災害保険の加入が必要です。
- ・延長保育料は、30分毎に日額 300 円です。

21. ふえありい保育園八潮駅南口園

設置者		株式会社 フェアリー		電話		994-5138		
所在地		大瀬四丁目1番地7		FAX		994-5185		
施設（敷地） （設備）		木造 冷暖房完備		施設の 開所年月日		平成28年4月1日		
開所時間（平日） （土曜日）		午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分		延長保育 （料金別記）		○	送迎保育 （日額400円）	
認可 定員	15	年 ク ラ ス 別	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
			3	6	6	—	—	—



*保育理念

- ・園に通うお子様たちがおうちと同じように安心してくつろげる空間をつくること
- ・子育て・家事・お仕事を頑張る保護者の皆様に心からサポートして、ライフスタイルがより良いものになる応援をすること

*その他

- ・詳しくは当園ホームページ www.fairy-hoikuen.jp をご覧下さい
- ・〈延長保育料〉短時間 17:30～18:30 日額 250 円
- ・短時間・標準時間共に 18:30～19:00 日額 250 円、19:00～19:30 日額 432 円

22. ふえありい保育園八潮中央園

設置者		株式会社 フェアリー		電話		994-5131		
所在地		中央四丁目19番地6		FAX		911-7443		
施設（敷地） （設備）		軽量鉄骨 冷暖房完備		施設の 開所年月日		平成28年4月1日		
開所時間（平日） （土曜日）		午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分		延長保育 （料金別記）		○	送迎保育 （日額400円）	
認可 定員	14	年 ク ラ ス 別	0歳児 （生後6ヶ月～）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
			3	5	6	—	—	—



*保育理念

- ・園に通うお子様たちがおうちと同じように安心してくつろげる空間をつくること
- ・子育て・家事・お仕事を頑張る保護者の皆様に心からサポートして、ライフスタイルがより良いものになる応援をすること

*その他

- ・詳しくは当園ホームページ www.fairy-hoikuen.jp をご覧下さい
- ・〈延長保育料〉短時間 17:30～18:30 日額 250 円
- ・短時間・標準時間共に 18:30～19:00 日額 250 円、19:00～19:30 日額 432 円

23. もりまさ保育園

設置者	NPO法人 子旅ネット	電話	998-1127
所在地	大瀬一丁目4番地1	FAX	998-1127
施設(敷地) (設備)	鉄筋コンクリート2階建 冷暖房完備、自園調理設備	施設の 開所年月日	平成28年4月1日
開所時間(平日) (土曜日)	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 (料金別記)	○ 送迎保育
認可 定員	18 年 別 ス ラ ス	0歳児 (生後6ヶ月～)	1歳児
		2歳児	3歳児
		4歳児	5歳児
		6	6
		6	—
		—	—



*保育理念

- ・よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ子
- ・お友達と仲良く、協調性をもったやさしい子
- ・自ら考え、学び、主張ができる自立する子

*その他 姉妹園のおひさま保育園と同カリキュラム、連携園に社会福祉法人子旅会が運営するみつもり保育園があります。給食は連携園にて調理。おやつもフルーツを中心とした手作りおやつです。年 1 回課外授業で親子遠足(参加自由・料金別途徴収)があります。また、入園、進級時には帽子等の購入、障害保険加入(保護者負担年額 240 円)があります。

- ・延長保育料は、30分毎に日額 500 円です。

24. おひさま保育園

設置者	NPO法人 子旅ネット	電話	997-5270
所在地	八潮八丁目1番地17	FAX	997-5270
施設(敷地) (設備)	鉄骨造2階建(1階)	施設の 開所年月日	平成28年4月1日
開所時間(平日) (土曜日)	午前7時30分～午後7時30分 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 (料金別記)	○ 送迎保育
認可 定員	12 年 別 ス ラ ス	0歳児 (生後6ヶ月～)	1歳児
		2歳児	3歳児
		4歳児	5歳児
		3	3
		6	—
		—	—



*保育理念

- ・よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ子
- ・お友達と仲良く、協調性をもったやさしい子
- ・自ら考え、学び、主張ができる自立する子

*その他 姉妹園のもりまさ保育園(八潮園)と同カリキュラム、連携園に社会福祉法人子旅会が運営するみつもり保育園があります。給食は連携園にて調理。おやつもフルーツを中心とした手作りおやつです。年 1 回課外授業で親子遠足(参加自由・料金別途徴収)があります。また、入園、進級時には帽子等の購入、障害保険加入(保護者負担年額 240 円)があります。

- ・延長保育料は、30分毎に日額 500 円です。

◇公立保育所について

◆保育の内容※保育内容・保育計画及び行事は、各保育所で多少の差異があります。

(1) 保育の方針・目標

「健康で明るく心豊かな子どもに育てましょう」

1. 健康な身体の育成を図る。
2. 日常生活の良い習慣を体得させる。
3. 集団生活を通じ、おもいやり、礼儀、協力、責任感、忍耐力等、円満な社会生活態度と自主的な生活態度を培う。
4. 情操を豊かにするとともに、工夫と想像力を養う。
5. 保育者との温かなふれあいを通して、愛情欲求を満たし、愛の心を育てる。
6. 日常生活の保育を通じて、父母との協力と理解を深め家庭と共に円満な基礎人格の形成を図る。

(2) 年間保育計画

1. 保育カリキュラムの作成（年間・月間・週間、及び全体的な計画等を作成）
2. 保育所だより、クラスだよりの発行
3. 給食献立表、栄養指導
4. 保育参観、クラス懇談会
5. 避難訓練（毎月）
6. 防犯訓練
7. 誕生日会（毎月）
8. 園外保育、交通安全指導

(3) 保育所の給食

お子さんにとって必要な栄養を摂取するため、保育所の給食は、給与栄養目標量に基づいて献立を作成しています。また、保育士や友達と一緒に給食を食べることによって、手洗いの習慣、栄養や健康の知識、後片付けなどの体験を通して、望ましい食事のあり方を学び、心のふれあう場として、良い人間関係を育てます。

★給食の内容

乳児	0歳児	ミルク、離乳食
	1～2歳児	午前のおやつ
		昼食 主食（ごはん、パン、麺） 副食（おかず、スープ）
		午後のおやつ
幼児	3～5歳児	昼食 主食（ごはん、パン、麺） 副食（おかず、スープ）
		午後のおやつ

★栄養の考え方

保育所の給食は、ご家庭の食事と連携して栄養摂取を考えています。

クラス	家庭	保育所		家庭
1～2歳児	朝食	昼食+おやつ	エネルギー 530kcal たんぱく質 20g	夕食
	25%	50%		25%
3～5歳児	朝食	昼食+おやつ	エネルギー 620kcal たんぱく質 20g	夕食
	25%	45%		30%

(4) 健康管理

1. 健康診断：0～2歳の乳児は毎月
3～5歳の幼児は年2回
2. 歯科検診：年1回
3. 身体測定：毎月



◆子育て電話相談

子育ての不安や悩み事などの電話相談を行っています。

相 談 日：月曜日～金曜日 午前10時～午後3時

電 話 番 号：998-7711



◆すくすく子育て（保育所開放）

公立保育所では、地域の子育て支援の場として遊びの場を開放し、遊具などを提供して、親子で気軽に遊んだり、乳幼児の保護者が抱えている保育上のさまざまな問題（しつけ、発育状態等）に対して、相談・助言・援助を保育所職員が応じています。申込み、問い合わせは直接各公立保育所へお願いします。

（電話番号は本冊子15ページ）

子育ての楽しさをいっしょに味わいませんか！

対 象：小学校就学前の児童とその保護者

利 用 日：5月～2月の毎月1回（平日）

利用時間：午前9時30分～11時

場 所：公立保育所6ヶ所

◆学校安全・災害共済給付制度

公立保育所に入所する児童は、学校安全・災害共済給付制度に加入していただきます。学校安全・災害共済給付制度とは、保育所管理下（保育所の活動中※遠足などの所外活動も含む、通所中）における安全確保と事故が発生したときの救済制度です。

保 険 者：独立行政法人日本スポーツ振興センター

保 険 料：年額240円（生活保護世帯は0円）

給付対象		給付金額
災害	災害の範囲	
けがや病気の場合	医療費総額が5,000円以上（病院の窓口で支払う額が1,500円以上）のものが対象です。	医療費として、 （1）医療費分として医療費総額の3/10 （病院の窓口支払い分） （2）療養雑費分として、医療費総額の1/10 上記（1）（2）の合計4/10が支給されます。
障がいが残った場合	けがや病気が治った後に残った身体の障がい、その程度により1～14級に区分されます。	障がい見舞金として、82万円～3,770万円 （通所中の場合は半額）
死亡した場合	事故や病気による死亡	死亡見舞金として、2,800万円
	突然死	心臓疾患などの場合 〃 1,400万円
		マラソンなどの激しい運動中 〃 2,800万円

7. 平成31年度八潮市保育所入所選考基準

基準指数表

平成31年度八潮市保育所入所選考基準

【基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準とする。】

番号	保育にあたる保護者の状況		指数	採点		認定期間
	類 型	細 目		母	父	
①	就 労	外 勤・ 自 営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20		(事由継続で就学前まで) 最長3年間
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14		
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	14		
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	12		
		内職	1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態	11		
			1日4時間以上、月収3万円以上の就労を常態	9		
②	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁	20			
③	母 の 出 産 ・疾 病 ・障がい	出産	出産予定月前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで	20		左記期間内
		疾病	1ヶ月以上入院している場合(入院予定の場合も含む)	20		(事由継続で就学前まで) 最長3年間
			常時病臥・感染症	20		
				20		
			精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級		
				上記以外の程度	17	
			一般療養	医師が1ヶ月以上安静を要すると診断した(常時病臥を除く)	17	
				医師が1ヶ月以上通院加療を要と診断した場合	13	
		障がい	身体障害者手帳1・2級、視覚障害者1～3級、埼玉県発行の療育手帳○A～B	20		
			身体障害者手帳3級、埼玉県発行の療育手帳Cを所持する者または同程度と判断できる者	18		
			身体障害者手帳4級以下、または同程度と判断でき、保育にあたることができないと認められる者	12		
④	病人の 看護等	自宅外	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を常態	20		3か月※ 最長3年間 (事由継続で就学前まで)
			週5日以上日中週20時間以上の介護を常態	18		
			週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	16		
			上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)	4		
		自宅内	全介護を必要とする場合(重度身障者、要介護認定3,4,5)	20		
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1,2)	17		
			支援を必要とする場合(要支援)	15		
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たる場合	20			最長3年間(事由継続で就学前まで)
⑥	求 職	内 定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12		3か月※
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	10		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	9		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	7		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6		
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	6		
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	5		
		未定	求職中(就労先未定)	4		
⑦	就学等	就学・技能習得のため、外出を常態	番号1に準ずる			在学期間内
		就学・技能習得が内定している場合	番号7に準ずる			3か月※
⑧	虐待・DV等	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20			最長3年間 (事由継続で就学前まで)
⑨	その他	①～⑨の類型に最も近いと思われる指数で決定する	番号1～9に準ずる			

- ・ **父母それぞれの指数を合算して**世帯の指数を決定し、**ひとり親世帯のときは20を加えて**指数を決定する。
- ・ 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし休憩時間は含む。
- ・ 保育にあたる保護者の状況が2以上ある場合は、高い方の指数を決定する。
- ・ **期限内に保育の必要性を証明する書類等の必要書類の提出がない場合は、求職中(就労先未定)の指数を決定する。**
- ・ 就労状況については、**契約上の勤務日数だけではなく、実績も含めて、指数を決定する。**
- ・ 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は、契約上の勤務時間(育児短時間取得前の勤務時間)で指数を決定する。
- ・ 就労等の形態が上記の項目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ、決定する。
- ・ 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

利用調整指数が同点の場合の優先順位

※優先順位は項番1を1番高い優先度とし、以下番号順に2, 3, 4・・・9の順番とする。

	内 容
1	八潮市在住者(転入予定者含む)
2	同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3	基準指数が高い世帯
4	同世帯に障がい者がいる世帯
5	兄弟姉妹が(多胎児含む)が同一の保育所等を利用希望の場合又は保育所等に入所しており、同じ保育所等になる場合 (兄弟姉妹の入所申込状況を総合的に考慮)
6	育児休業明けで職場復帰する場合
7	保護者の勤務時間が長い場合
8	保護者の勤務先が市外の場合
9	平成30年度(利用者負担額切替後は平成31年度)市民税所得割の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯優先)

調整指数表

項 目		番号	条 件		指数	採点 母 父				
加算 指数	個人 加算	就 労 状 況	1	市外の認可保育施設に保育士(保育教諭)として月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合※1	2					
		2	市内の認可保育施設に保育士(保育教諭)として月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合※1	20						
	世帯 加算	家 庭 状 況	3	同居者なしの母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得)を継続しているかまたは内定している場合			5			
			4	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時時点で保育所等に在園している場合や出産要件での入所申込の場合を除く)			1			
			5	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合			5			
			6	父母のひとりが不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合			10			
			7	父母の両方が不存在(死亡、行方不明など)の場合			12			
			8	父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合			3			
			9	子ども(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合(3人を超える場合は、1人に対し1点加算)			1			
			10	祖父母が同居していない、もしくは同居しているが介護対象者等である場合			1			
			障 が い	11	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、みどりの手帳(療育手帳)○A～Bの1つに該当する場合※2			3		
				12	保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合※2			2		
		13		保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合※2			2			
		14		同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、みどりの手帳(療育手帳)○A～Cを持っている者がいる世帯(保護者及び入所申込児童は除く)			1			
		児 童 の 状 況	15	兄弟姉妹が保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)、認定こども園(教育認定)・幼稚園(就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限り)、認可保育施設に併設する認可外保育施設に在園している場合(新年度選考時は、卒園予定児を除く)又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合 ※2			2			
			16	多胎児が同時に申込をしている場合※2			4			
			17	兄弟姉妹が別施設のため同一施設に移行するために転所希望をする場合※2			5			
			18	地域型保育または2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合※2			20			
			19	認可外保育施設(幼稚園等含む)に月64時間以上の預託をしている場合	有料で1か月以上前から預託している場合 (証明書等が必要)※2	3				
			20	※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に 限る	有料で1か月未満預託している 場合 (証明書等が必要)※2	1				
			21	転入に伴い、市外認可保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定に限り)を退所して、市内認可保育所等に転所を希望する場合 ※ただし、転入前の保育所等の継続利用を希望する場合は適用しない			3			
減算 指数	個人 減算	就 労	22	就労実績が1か月に満たない場合(就労実績未記入の場合を含む)			▲2			
		世帯 減算	辞 退	23	保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)の入所承諾後に入所申請を取下げた場合又は入所承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用			▲2		
	同 居 祖 父 母 等		24	同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)			▲10			
	滞 納		25	在園児または卒園児が3か月以上保育料を滞納している場合			▲5			
			26	在園児または卒園児が6か月以上保育料を滞納している場合			▲10			
			27	保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合			▲20			
	広 域 入 所	28	市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市内の場合 ※3			▲5				
29	市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市外の場合 ※3			▲15						
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)等の特殊事情									

調整指数の加算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき、条件を確認できる書類を提出された場合に適用する。

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。

※2 番号11～14、15～17、17～18、19～20は、それぞれ重複して加算しないものとする。

※3 転入予定者とは

入所希望月の前月末日までに八潮市へ転入していること。

ただし、毎年4月入所に限り、**自己の責めに帰さない事由により**、4月中の転入となってしまう場合は、転入予定者として扱う。

(不動産売買契約書等の、不動産の引渡し日・転入日がわかる書類が必要)

■利用調整指数について(例)

- ・父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- ・母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- ・祖父母が同居していない場合……………調整指数 1
- ・兄弟姉妹が保育所に在園している場合……………調整指数 2

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合につきましては、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

$$\text{基準指数} + \text{調整指数} = \text{合計指数(試算)}$$

20 + 16 + 1 + 2 = 39点となります。

8. 書類の記入例

記入例1 記入例を参考に、必要事項の記入をしてください。

様式第1号(第5条、第9条、第10条、第13条、第15条関係) (表面)

児童コード	受 付
-------	-----

支給認定(支給認定変更)申請書
兼 保育の利用申込書

平成30年11月24日

児童保護者名の記入と押印

八潮市長
八潮市福祉事務所長

保護者氏名 → 八潮 小太郎印

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び支給認定の現況並びに児童福祉法による特定教育・保育施設等の利用等について、次のとおり申請します。

この申請による子ども・子育て支援法に係る支給認定、特定教育・保育施設等の利用等及び利用者負担額の決定に必要な、小学校就学前子どもの属する世帯及び当該小学校就学前子どもと生計を一にする世帯の全ての者に係る市が保有する個人情報の利用及び入所施設等への提供に、当該全ての者が同意しています。

申請に係る 小学校 就学前 子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) やしお いちろう 八潮 一郎	平成〇年〇月〇日生	☒ 男・女	有・ ☒ 無
保護者住所連絡先	(住所) 八潮市中央一丁目2番地1 (電話)・自宅 048 (996)2111・母携帯 090 (1111)2222・父携帯 080 (3333)4444			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無 (※)	☒ 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

児童の氏名・生年月日等を記入してください。

① 世帯の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	備考
児童の世帯員	(ふりがな) やしお 小太郎 八潮 小太郎	父	昭和〇年〇月〇日生	☒ 男・女	正社員	☒ 有・無	
	(ふりがな) やしお ももこ 八潮 桃子	母	昭和〇年〇月〇日生	男・ ☒ 女	パート	有・ ☒ 無	
	(ふりがな) やしお じろう 八潮 次郎	兄	平成〇年〇月〇日生	☒ 男・女	小学生	有・ ☒ 無	
	(ふりがな) やしお とめこ 八潮 留子	姉	平成〇年〇月〇日生	男・ ☒ 女	幼稚園児	有・ ☒ 無	××幼稚園
	(ふりがな) やしお たろう 八潮 太郎	祖父	昭和〇年〇月〇日生	☒ 男・女	自営業	☒ 有・無	
	(ふりがな) やしお はなこ 八潮 花子	祖母	昭和〇年〇月〇日生	男・ ☒ 女	自営業手伝い	☒ 有・無	
	(ふりがな)		年 月 日生	男・女		有・無	
生活保護の状況について該当するものに○を付け、必要な内容を記入してください。	生活保護の適用の有無 → ☒ 適用なし ・ 適用あり(平成 年 月 日保護開始)						

入所児童の家族及び同居している全ての方の氏名・続柄・生年月日・性別・職業等を記入してください。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者名)

利用を希望する期間	平成30年4月1日 から 平成35年3月31日 まで					
利用を希望する施設(事業者)名	希望順位	施設番号	施設名	希望順位	施設番号	施設名
	1 →	6		7		
	2			8		
	3			9		
	4			10		

施設番号は本冊子15ページの施設名左にある数字を記入してください。

記入例2

(裏面)

③ 保育の利用を必要とする理由等（保育を希望した場合に記入）

保育の利用を必要とする保護者の続柄及び理由にチェックを付け、その他必要な内容を記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 （具体的な状況（勤務先、就労時間 日数等や疾病の状況など））	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 （具体的な状況（勤務先、就労時間 日数等や疾病の状況など））	
家庭の状況	口ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで		8 時 00 分から 18 時 30 分まで

④ 税情報等の提供にあたっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

児童保護者名の記入と押印

保 護 者 氏 名	八潮 小太郎 印
-----------	----------

* 八潮市記載欄

受付年月日	平成 年 月 日	
認定の可否 可 ・ 否 （否とする理由） 平成 年 月 日認定	認定者番号 	認定区分等 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 （ ☐ 標 ☐ 短 ）
支給（入所）の可否 可 ・ 否 （否とする理由） （ ☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型 ）		支給（利用）期間 自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設（事業者）名 口認定こども園 （口連 口幼（口幼 口保） 口保（口保 口幼） 口地（口幼 口保）） 口幼稚園 口保育所 口地域型（口小 口家 口居 口事）		
備考		

* 施設記載欄（施設（事業者）を経由して八潮市に提出する場合）

受付年月日	平成 年 月 日
施設（事業者）名	（事業所番号： ）
担当者氏名・連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（契約 ・ 内定（平成 年 月 日契約（内定））） ・ 無

該当する父母の状況を全て○で囲み、以下の該当する全ての番号の欄に必要事項を記入してください。

支給認定(支給認定変更)申請書兼保育の利用申込書付表

母が育児休業中の場合、①就労と⑦育児休業中を○で囲み、下の①、⑦の欄に必要事項を記入してください。

記入例3

①就労、②就学に○を付けた方

③疾病・障がい○を付けた方

④看護・介護に○を付けた方

⑤災害復旧に○を付けた方

⑥出産、⑦育児休業中に○を付けた方

⑧求職活動に○を付けた方

⑨不存在に○を付けた方

⑩その他に○を付けた方

祖父母の状況について、必要事項を記入してください。

		父親の状況		母親の状況	
右の該当する事項を○で囲み、以下の該当する項目に記入してください。		①就労 ②就学 ③疾病・障がい ④看護・介護 ⑤災害復旧 ⑦育児休業中 ⑧求職活動 ⑨不存在 ⑩その他()		①就労 ②就学 ③疾病・障がい ④看護・介護 ⑤災害復旧 ⑥出産 ⑦育児休業中 ⑧求職活動 ⑨不存在 ⑩その他()	
勤務形態		①常勤 ②パート ③自営(自宅内・自宅外) ④派遣 ⑤契約社員(外交員) ⑥求職中 ⑦その他()		①常勤 ②パート ③自営(自宅内・自宅外) ④派遣 ⑤契約社員(外交員) ⑥求職中 ⑦その他()	
① ② 就労・就学をしている	会社・学校名	〇〇〇株式会社		△△△株式会社	
	所在地	※実際に勤務・通学している場所を記入してください。 東京都〇〇区〇〇1-1-1		※実際に勤務・通学している場所を記入してください。 埼玉県△△市△△2-2-2	
	電話番号	03 (1111) 2222 内線 111		048 (333) 4444 内線	
	仕事内容	営業職		事務職	
	勤務日数	1ヶ月 22 日 (週 5 日)		1ヶ月 22 日 (週 5 日)	
	定休日	月・火・水・木・金・土・日 不定期(月・週 2 日)		月・火・水・木・金・土・日 不定期(月・週 1 日)	
	勤務時間	9 時 00 分 ~ 18 時 00 分		9 時 00 分 ~ 18 時 00 分	
	通勤時間	片道 1 時間 30 分		片道 0 時間 30 分	
	通勤方法	自家用車・自転車・電車・バス・その他()		自家用車・自転車・電車・バス・その他()	
③ 疾病・障がい	傷病名 障がい名				
	障がい者手帳等の有無	有 (種 級) ・ 無		有 (種 級) ・ 無	
	状況	・入院(年 月 日 から) ・自宅療養 ・通院通所 (月 ・ 週 日)		・入院(年 月 日 から) ・自宅療養 ・通院通所 (月 ・ 週 日)	
	病院・施設名				
④ 看護・介護をしている	被看(介)護者名	続柄()		続柄()	
	被看(介)護者住所	同居・別居()		同居・別居()	
	傷病名 障がい名				
	障がい者手帳等の有無	有 (種 級) ・ 無		有 (種 級) ・ 無	
	期間	年 月 日 から		年 月 日 から	
	在宅	要介護度() ・ 要支援		要介護度() ・ 要支援	
	通所・通院	月・週 回、日中() 時間を要する 病院・施設名()		月・週 回、日中() 時間を要する 病院・施設名()	
	⑤災害復旧				
	⑥ 出産(予定)日	平成〇年〇月〇日	産休後の予定	①職場復帰 ②求職 ③育児休業	
	⑦ 産休期間(予定)	出産休業期間 平成 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 平成 〇 年 〇 月 〇 日			
	⑦ 育児期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日 平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日			
	⑧求職活動				
⑨ 不存在	理由	①死亡 ②離婚 ③別居(離婚前提・その他) ④拘禁 ⑤行方不明 ⑥未婚 ⑦その他()		①死亡 ②離婚 ③別居(離婚前提・その他) ④拘禁 ⑤行方不明 ⑥未婚 ⑦その他()	
	事由発生時期	年 月 日(頃) から		年 月 日(頃) から	
	⑩その他				
祖父母の状況		氏名・年齢	住所	日中の状況	
父方	祖父 有 無	八潮 太郎 64 才 ()	・同居	①就労 ②疾病・障がい ③無職 ④その他	
	祖母 有 無	八潮 花子 57 才 ()		①就労 ②疾病・障がい ③無職 ④その他	
母方	祖父 有 無	才 ()	・同居	①就労 ②疾病・障がい ③無職 ④その他	
	祖母 有 無	△△ △△ 56 才 (埼玉県△△市△△3-5-6)		①就労 ②疾病・障がい ③無職 ④その他	

児童の状況、確認事項について、必要事項を記入してください。

○児童の状況・・・児童の現在の状況について、必要事項を全て記入してください。

○確認事項・・・現在の保育の状況について該当する番号に○を付け、該当する箇所に記入してください。

記入例4

児童の年齢に応じ、
記入してください。

児童に障がい・アレルギー・大きな病気・慢性疾患等について、
該当する欄に記入してください。

児童の発達状態について、現在の状況
について記入してください。

現在の保育の状況
につき、該当する番号に○を付け、必要
事項を記入してください。
2～5に該当する方は、過去の保育所等
の入所歴についても
記入してください。

入所後予定している
送迎方法、現在の住
居の状況を記入して
ください。

入所できなかった場
合の保育の方法に
ついて記入してくだ
さい。

兄弟姉妹で同時に
申込みしており、選
考結果が異なった場
合のお考えについて
該当する番号に○を
付けてください。

○児童の状況 ※該当する事項を○で囲み、必要事項を記入してください。		
乳幼児健診時の指摘事項	4か月児検診	無・有（指摘事項：）・未診
	10か月児検診	無・有（指摘事項：）・未診
	1才6か月児検診	無・有（指摘事項：）・未診
	3才児検診	無・有（指摘事項：）・未診
	健康状態	心身の障がい 無・有（症状：）
アレルギー	アレルギー	無・有（症状：卵、小麦）
	大きな病気	無・有（病名：）
	慢性疾患等（病気や発達のことで治療・相談している病院・施設）	無・有 → 病名・症状（） 病院・施設（） 障害手帳（）級 服薬：無・有（朝・昼・夕・）
	発達状態	排泄 小便 一人でも可・一人で不可 大便（一人でも可・一人でも不可）
発達状態	言語	普通・遅め・日本語を教えていない・その他（）
	視覚	良・不良（）
	聴覚	良・不良（）
	歩行	できる・できない（寝返り・はいはい・つかまり立ち・よちよち歩き）
健康上または発達上、気になること 無・有（具体的な状況：）		
○確認事項 ※現在の保育の状況について該当する番号に○を付け、それぞれに記入してください。		
現在の保育の状況	1 保育所・家庭保育室・幼稚園に預けている	施設名： 所在地： ・利用日数 週 日 利用 ・保育時間： 時 分 ～ 時 分 ・入所日 平成 年 月 日 入所 / 月額保育料： 円
	2 自宅で見ている	母・父・祖母・祖父・その他（）
	3 職場に連れて行っている	母・父・祖母・祖父・その他（） 職場内託児施設：有・無
	4 親戚・知人等に預けている	保護者との関係： 保育場所：
	5 その他	具体的な状況：
過去の保育の状況	過去に保育所、家庭保育室、幼稚園に預けていたことが	①ない ②ある (施設名：△△保育園)
	送迎の方法	①自家用車 ②自転車 ③徒歩 ④バス ⑤電車 ⑥その他（）
	住居の状況	①自家 ②借家(家賃 円) ③親戚宅に同居(家主：)
	希望する月に入所できなかった場合	①自宅保育 ②母・父・ ③職場に連れて行く(母・父・) ③親戚・知人等に預ける(保護者との関係：) ④その他()
	兄弟姉妹で同時に申込みされている場合	①同時期に同じ保育所に入所できる場合のみ入所する ②別々の保育所でも同時期なら入所する。 ③1人でも入所させ、待機の兄弟姉妹は、他の預け先に預ける ⇒預け先(予定)：①職場に連れて行く ②親戚・知人に預ける ③その他()
※市町村記入欄		
特記事項		

記入例5

《窓口提出用》

個人番号(マイナンバー)申告書

※個人番号(マイナンバー)を提出するにあたり裏面の本人確認書類が必要となります

支給認定及び保育施設等利用調整に係る申請につき、以下のとおり個人番号の申告をします。
また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務について、私が
個人番号関係事務実施者として番号確認及び身元確認を行ったうえで、個人番号を申告します。

(あて先) 八潮市長

提出する日付を
記入してください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

押印して
ください。

窓口で申請書を提出する保護者の
氏名を記入してください。

フリガナ マルタ タロウ
申請保護者氏名 : 〇田 太郎

電 話 番 号 : 〇〇〇-△△△-××××

住 所 : 八潮市〇〇△-△-△

	氏名	個人番号(12ケタ)	生年月日
申請保護者	〇田 太郎	〇〇〇〇-△△△△-××××	〇〇年〇〇月〇〇日
※番号確認及び身元確認が必要になります。			
申請児童	〇田 小太郎	△△△△-××××	〇〇年〇〇月〇〇日
	〇田 花子	××××	〇〇年〇〇月〇〇日
			年 月 日
	〇田 桃子	〇〇〇〇-××××	〇〇年〇〇月〇〇日
同居世帯員	〇田 一郎	△△△△-〇〇〇〇-××××	〇〇年〇〇月〇〇日
			年 月 日
			年 月 日

同時に複数児童の
申請をする場合は
列記してください。

保護者(単身赴任等で同居していない者も含む)及び同居
している家族(祖父母等を含む)の情報を記入してください。
なお、申請児童を除く16歳未満のお子様については、記入
不要です。

保護者(父母)の1月1日時点の住所地を
記入してください。

父	〇 〇 年	1 月	1 日	時点の住所地	〇 〇 都・道・府・県	△ △ 市・区・町・村
	△ △ 年	1 月	1 日	時点の住所地	△ △ 都・道・府・県	× × 市・区・町・村
母	〇 〇 年	1 月	1 日	時点の住所地	〇 〇 都・道・府・県	△ △ 市・区・町・村
	△ △ 年	1 月	1 日	時点の住所地	△ △ 都・道・府・県	× × 市・区・町・村

(以下、八潮市記入欄)

・番号受理者使用欄

☐ 記載されている番号が正しい番号であることを確認した。(番号確認)			
☐ 申請者が番号の正しい持ち主であることを申請者本人に確認した。(身元確認)			
確認者印			八潮市使用欄

9. 申込みに関する Q & A

Q 1. 申込みをすれば必ず入園できますか？入園は先着順ですか？

A 1. 申込み人数が施設の入所可能人数を超えた場合は利用調整を行うため、入園をお待ちいただくことがあります。利用決定は先着順ではありません。「平成 31 年度八潮市保育所入所選考基準」に基づき、保育の必要性の高い方から内定します。

Q 2. 兄弟姉妹で同時に申込みしました。必ず同時に同園へ入所できますか？

A 2. 兄弟姉妹で同時に申込みの場合、必ず同時に同園へ入所できるとはかぎりません。「支給認定申請書兼保育の利用申込書」付表の確認事項にある、“兄弟姉妹で同時に申込みされている場合”の希望に沿い、利用調整を行います。例えば、「①同時期に同じ保育所に入所できる場合のみ入所する」を希望した場合、利用調整のなかで別々の保育園であれば入所できる状況であったとしても、兄弟姉妹ともに入所をお待ちいただくことになります。また、「③1人でも入所させ、待機の兄弟姉妹は、他の預け先に預ける」を希望した場合、兄弟姉妹のうち1人のみ入所となる可能性があります。保育を必要とする事由によりますが、就労（育児休業からの復帰）要件で申請していた場合は、兄弟姉妹のうち1人のみ入所となっても、入所月の翌月1日までに復職していただきますので、あらかじめご了承ください。

Q 3. 希望する施設に空きがないようですが、申込みはできますか？

希望順位は利用調整に影響しますか？

A 3. 急な退所などにより空きが生じ、利用調整を行うこともありますので申込みはできます。また、「第1希望にしたから有利」ということはありませんが、利用調整の中で複数人の指数が同点となった場合は、希望順位の高い方から内定します。

Q 4. 同住所に親族が住んでいますが、同居ではありません。証明書は必要ですか？

A 4. 同居・別居や世帯の別に関わらず、同住所に居住する18歳以上65歳未満の方は、「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。ただし、二世帯住宅などで生計を一にしていない場合については、生計が別であることがわかる書類（公共料金を別で支払っていることがわかる領収書等）をお持ちください。

Q 5. 保育を必要とする事由が二つ以上ある場合は、どのように指数が決まりますか？

仕事を掛け持ちしているのですが、どのように指数が決まりますか？

A 5. 保育を必要とする事由が二つ以上ある場合は、提出された書類をもとにそれぞれの事由を「平成 31 年度八潮市保育所入所選考基準」に照らし、高い方の指数を用います。また、就労等の形態が細目に当てはまらない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ決定します（例えば、ダブルワークをしておりそれぞれの勤務先の発行する勤務証明書の提出があった場合、勤務実績が週3日8時間以上と週2日8時間以上であれば週5日8時間以上で決定します）。

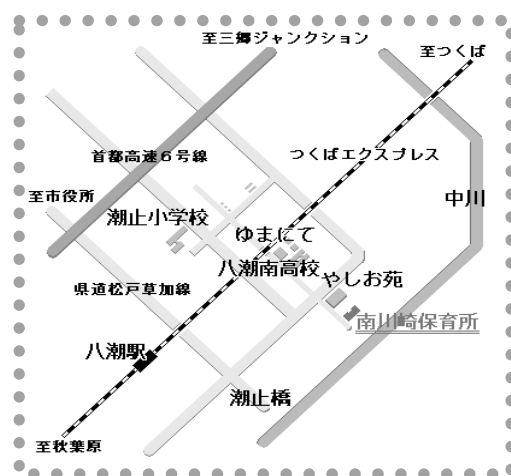
心身障害児訓練施設—八潮市のぞみ—

のぞみに通所を希望される方へ

◇八潮市のぞみとは

心身の発達で、心配なことがあるお子さんとその家族が、週に1～2日程度の範囲で利用できる通所施設です。グループ療育及び子どもの問題や発達にあわせた個別療育を行います。日常生活に必要な基本動作の指導及び療育を行うことを目的とする施設です。

中川沿いという自然に恵まれた環境や、保育所との交流もあり、日常生活の中で保護者と一緒に「小さな発見」、「身体を使う力」、「感じる心」を育んでいきます。



所在地	大字南川崎 207 番地 1 (南川崎保育所併設)				
電話番号	電話：996-9642				
利用の 対象者	八潮市民であり、お子さんと保護者がいっしょに通って指導を受けられる、満1歳から小学校就学前までのお子さん				
職員	施設長、保育士、専門職（小児科医、心理判定員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）				
休所日	土・日・祝祭日、夏期（8月12日～18日）、冬期（12月26日～1月6日）、春期（3月26日～4月6日）				
時間	午前9時30分～午後4時	定員	20人	費用	無料
昼食	正しい食事習慣が身につくように、保護者の方にもお子さんといっしょにお弁当を食べていただきます。				
主な 年間行事	入所式、プール開き、遠足、運動会（保育所と合同）、クリスマス会、保護者教室、保育所との交流、父親参加の日、終了式				

※通所の日数及び指導時間は、お子さんの年齢や体力等により個々に決めていきます。

通所をご希望の方は、事前に直接施設へご相談ください。のぞみの見学も受け付けています。

